

北朝の行台について : その3

古賀, 昭岑

<https://doi.org/10.15017/24527>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 7, pp.41-63, 1979-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

北朝の行台について その3

古賀昭岑

三、北末以降の機能

第一章で述べたように①、北魏初の行台は新征服地を数人の有力者に分割統治させる一種の藩鎮的なものであったと思われる。しかし中原征服が一段落し、国内体制を固める段階になると、地方分権的性格を有する行台は廃止され、北魏中期の、親征に際し皇帝に随従する台閣の完全な出張機関としての数例を除けば、全く姿を消す。ところが、遷洛後、漸やく中央権力が衰えをみせはじめ、北鎮を中心とする貧窮国人層に不満が出はじめると、またもや行台設置が始まってくる。本稿ではこの北魏極末期より、北周、北斉にかけての行台の機能について触れてみることにする。

1、景明四年より孝昌初年にかけての機能

北魏末の行台の機能は行台が置かれはじめる景明四年（五〇三年）から六鎮の叛乱が始まる孝昌初年（五二五年）までの間は中央政府の一権限（機能）を帯同したという形態が多くみられるが、六鎮の叛乱を機にその権限が幾つもの機能を帯びる

北朝の行台について

ようになり、次第に軍閥化してゆく。そこでまず、孝昌初年頃までの行台の機能と、その変遷をみてゆくことにする。

1、守宰の黜陟

青山公亮氏は通典や北斉書等を論拠に、北魏行台は元來軍政府であり、北斉に至って民政を統べるようになったとされている②。確かに通典22職官4では「北斉行台兼統民事自辛術始焉」とあって、北斉の武定八年（五五〇年）に東南道行台辛術が文宣帝の勅命によって辺民を理し、無実の者を救済し、牧守の不法を監察したことを以て、民事③を統べた最初の例としている。しかし、北魏の末期の行台は初めは軍政機関としてよりは、人事機関としての機能を強く持っていたようである。第一章で述べたように、北魏末期の行台の初見は景明四年（五〇三年）の源懷の例である。魏書8景明四年条に

詔尚書左僕射源懷撫撻代都・北鎮、隨方拯恤。

とあって、代都即ち北魏の旧都である恒州や北鎮を撫撻させるため源懷を派遣したとしているが、行台については何も触れていない。しかし、魏書41源懷伝にはこの間の事情を、

北朝の行台について

又詔爲使持節加侍中・行台、巡行北辺六鎮・恒・燕・朔三州、賑給貧乏、兼採風俗、考論殿最、事之得失皆先決後聞。自京師遷洛、辺朔遙遠、加連年旱饉、百姓困弊。懷銜命巡撫、存恤有方、便宜運轉、有無通濟。時后父于勢勢傾朝野、勁兄于祚与懷宿昔通婚、時爲沃野鎮將、頗有受納。懷將入鎮、祚郊迎道左、懷不与語。既劾祚免官。懷朔鎮將元尼須与懷少旧、亦貪穢狼藉。置酒請懷、謂懷曰、命之長短由卿之口、豈可不相寬貸。懷曰、今日之集、乃是源懷与故人飲酒之坐、非鞫獄之所也。明日公庭、始爲使人檢鎮將罪狀之處。尼須揮淚而曰、無以對之。懷既而表劾尼須。其奉公不撓皆此類也。

と記し、源懷が使持節・侍中・行台として北辺を巡行したことを伝えている。彼に与えられた使命は賑恤・民情視察・牧守らの考論殿最、転輸などと多方面にわたり、しかも先決後聞という絶大な権限を与えられている。彼はよく朝廷の期待に応え、その勢朝野を傾ける外戚の于勁の弟で、しかも源懷とは姻戚關係にある沃野鎮將于祚を弾劾して、その職を免じ、さらに皇族で、懷の旧友である懷朔鎮將元尼須が饗応によって手加減を懇請したにもかかわらず、全く私情を入れずに、彼を表劾して罪にしている(4)。

ところで、この源懷の北辺巡察の前後にも黜陟・監察・賑恤を目的とする台省官の派遣はしばしば行われている。しかし、その場合は例えば魏書8正始二年(五〇五年)六月甲子条に、

詔尚書李崇・大府卿于忠・散騎常侍游肇・諫議大夫鄧羨、崇・忠使持節並兼侍中、羨黃門、俱爲大使、糾斷外州畿内。其守令之徒咎失彰露者、即便施決。州鎮重職、聽爲表聞。とあるように、守令以下に対しては既決権、換言すれば、先決後聞権を与えられ、州鎮重職に対しては表聞権を与えられて、諸州の監察を行っているのが通例であった。この正始二年の例の場合、この四人の列伝によると、李崇が東道大使、于忠が西道大使、游肇が畿内大使として、それぞれ兼侍中を帯びており、鄧羨のみは黃門侍郎(游肇の本官が黃門侍郎散騎常侍)として游肇の副官となっている。また、彼らは必ずしも尚書官を帯同せず、正使はいづれも兼侍中官を授けられている(5)。また彼ら

の実際の任務遂行の様子をみると、魏書31于忠伝に、

正始二年秋、詔忠、以本官、使持節兼侍中、爲西道大使。刺史・鎮將贓罪顯暴者、以狀申聞、守令以下、便即行決。与撫軍將軍尚書李崇分使二道。忠劾并州刺史高聰贓罪二百余条、論以大辟。

とあって、州鎮重職を具体的に刺史・鎮將と明記し、その黜陟に關する情報の上申と、守令以下の即決権を与えられている。

忠は并州刺史高聰を弾劾し、死罪に当るとしているが、彼の上申は時の権力者高肇によってうやむやにされてしまっている(6)。于忠以外にも列伝によれば、黜陟のみを目的として彼らは派遣されている。附表1に示しているように、大使(侍臣・使者も含む)派遣は、水旱に際しての賑恤、守宰の黜陟、括戸、新

附の民の鎮撫のいづれかであり、これに附随して觀察風俗が課せられているが、大使初見の永興三年の例を除き、賑恤、黜陟、括戸、鎮撫の四任中、二任又はそれ以上を兼任している例はみられない。その他表から、

(1)、この正始二年の例を除くと、正光末年までの大使で守令の即決権を与えられている例はみられず(7)、大部分が表聞権、黜陟に関する資料集めや上申する程度のものではなかったかと考えられること。

(2)、賑恤の場合は開倉賑恤の権限までは与えられていること。

(3)、使者は本官は尚書までで、仮授される官は兼侍中以下であること。

などがわかる。即ち、大使の派遣の場合は守宰の考課の資料集めといった性格が強く、北魏極末期に義従を募集したり、爾朱氏に対抗するため高歡の配下を大使に任命したのを除外すれば、単一のそれも限定された権限を賦与された通常の巡察行為とみられるものが多い。

これに対し、行台の源懷は刺史・鎮將以下に対する黜陟権を先決後聞という型で授けられ、その他賑恤、転輸に関する権限も同時に授けられており、文字通り台閣の出張機関の権限を行使出来ている。当時洛陽遷都の影響をうけて、北辺諸州鎮は中央より等閑視されるようになり、そのため北辺の、特に六鎮の城人は刺史、鎮將の収奪に苦しみ、中央への官途はとぎされ、その不満が高まりつつあった(8)。そこで彼らの不満を従来のように

北朝の行台について

な大使派遣で糊塗するには事態があまりにも重大となってきたため、北辺重視の姿勢を示してみせるためにも、大使以上の権限を授与する意味をこめて、行台即ち中央政府の代行機関を派遣し、適宜処置させたのではあるまいか。

大使は遷洛後から熙平二年(五一七年)までかなり頻繁に派遣されているが、熙平元年(五一六年)の李平の行台をはじめとし、単一の任務を有する行台が派遣されはじめる。一時その姿を消す。そして行台の常置化がはじまり爾朱氏が専権を握った北魏極末の建義元年(五二八年)、孝荘帝を擁立した爾朱栄が北道大行台となると、その党であった元羅が尚書右僕射という高官を以て東道大使となり、先決後聞の権限を与えられて諸方を巡行している。また後に東魏を建てた高歡が大行台録尚書事となると、その腹心の封隆之を北道大使として随方処分、即ち即決権を与えて巡回させている。この元羅や封隆之に授けられた権限が刺史・鎮將まで及んだかどうか不明であるが、正光四年(五三三年)に北道行台に勅して使者を出させていることなどと考え合せると、少なくとも大使は行台の下位にあることを示すものと考えてよからう。恐らく、行台が乱発され、大行台が設置されはじめると、大行台は自己の配下の州鎮を監察する必要から、また大使を派遣するようになったのであろう。

以上から、守宰の黜陟は大使・行台ともにその権限を有していたが、大使は原則として表聞権のみであり、まれに守令以下に対する即決権を与えられていたのに対し、行台は守令の、時に

北朝の行台について

は刺史・鎮將に至るまでの即決権を与えられ、大使の上位に位置するものであったということが出来よう。

ロ、軍の節度・監察

(イ)でみたように、行台は平常時において配下の州鎮の守宰の黜陟即ち不法監察と考課の任を有していたが、熙平以降は非常時に際して派遣されることが多く、そのため軍の監察節度の機能を持たせる場合が多かった。魏書9熙平元年春正月条に、

以吏部尚書李平為鎮軍大將軍兼尚書右僕射、為行台、節度討硤石諸軍。

とあって、吏部尚書李平を鎮軍大將軍兼尚書右僕射と為し、行台を為らせて、討硤石諸軍を節度させている。同65李平伝によると、

先是、蕭衍遣其左游擊將軍趙祖悅、偷掘西硤石。衆至數万、以逼壽春。鎮南崔亮攻之、未剋。又与李崇、裴弼、以本官使持節鎮軍大將軍・兼尚書右僕射、為行台、節度諸軍。東西州將一以稟之、如有乖異、以軍法從事。(中略)。於是率步騎二千、以赴壽春。平巡視硤石内外、知其盈虚処之所。敕勒崇・亮、令水陸兼備、剋期齊舉。崇・亮憚之、無敢乖互、頻日交戰、屢破賊軍。

とあって、梁將趙祖悅の壽春侵攻に際し、壽春に鎮した侍中・車騎將軍・都督江西諸軍事・揚州刺史李崇と援軍の鎮南將軍・

使持節崔亮が反目し合つて不利となつたので、李平に諸軍を節度させたところ、崇・亮共に李平を憚かつてよくその節度に従つたとある。しかし同66崔亮伝には、

蕭衍左游擊將軍趙祖悅率衆偷掘硤石。詔亮假鎮南將軍、齊王蕭玉資鎮東將軍、章武王融安南將軍、並使持節・都督諸軍事、以討之。(中略)亮与李崇為水陸之期、日日進攻、而崇不至。及李平至、崇乃進軍、共平硤石。(中略)李平部分諸軍、將水陸兼進、以討堰賊。亮遣平節度、以疾請還、隨表而發。平表曰、臣以蕭衍將馮僧珍、田道韋遊魂墟内、猶未収跡、義之・神念尚住梁城。令都督崔亮權櫛下蔡、別將猛生即往東岸、与亮接勢、以防橋道。臣發引向堰、舍人曹道至、奉勅更有處分。而亮已輒還京。按亮受付東南、推轂是託、誠心憂国忘家、致命為限。而始届汝陰、警柵不進、坐延歲序。賴天威遠被、士卒憤激。東北騰上、垂至北門、而亮遲回、仍不肯上。臣逼以白刃、甫乃登陴。及平硤石、宣聽処分、方更肆其專恣、輕輒還歸。此而不糾、法將焉寄。按律、臨軍征討而故留不赴者死。又云、軍還先婦者流。軍罷先還、尚有流坐。況亮被符命停、委棄而返、失乘勝之機、闕水陸之會、緣情掘理、咎深故留。今处亮死。上議。靈太后令曰、亮為臣不忠、去留自擅。既損威稜、違我經略。雖有小捷、豈免大咎。但吾攝御万幾、庶茲惡殺。可特聽以功

補過。

とあって、李平が来てから漸やく諸軍の共同体制が出来上っている。ところで、碓石の戦いに参加した蕭玉齋も、章武王融も、崔亮も全て使持節号を帯びており、その点では李平と同格である。そこで、この点を通鑑では「乃以吏部尚書李平為使持節鎮南大將軍兼右僕射、將步騎二千赴壽春。別為行台、節度諸軍」(148梁紀4天監十五年正月条)と記し、使持節号を有する他の諸將を節度するために、別に行台たらしめたと解釈している。

恐らく使持節という最高の節度権を有する諸將軍が互に同格であることから、「諸將乖角」し(同66李崇伝)勝手に行動しているのを節度するため、使持節以上の權威のあるものとして、行台の称号が用いられたのであろう。李平の具体的な節度をみていると、崔亮が石攻撃の際に稽留して進攻せず、ぐずぐずしている時、李平は崔亮の首に白刃をあてて進攻を強要し、城に攻め登らせている。このことは使持節である崔亮でも、彼があくまでも李平の節度に違ふ時は「斬」を含む即決権を有していたことを示していたものといえよう。また崔亮が李平の処分を恐れ、病氣と称して勝手に戰場を離脱したことに對し、李平は書面によって崔亮の死刑を主張している。時に北魏朝の実権は靈太后が握っており、崔亮は靈太后の寵臣車騎大將軍儀同三司崔光の族弟であり、さらに権臣于忠の党であったため、靈太后は李平の上奏はもつともであるとしながらも「茲を庶い、殺北朝の行台について

を悪む」という屁理屈によって、碓石討平の功とひきかえに、崔亮を助命している。この時、もし李平が京師に帰還して直接上申して争い、或は崔亮が靈太后の寵臣の一人でなかったならば、恐らく李平の上奏は嘉納されていたであろう。また崔亮がいち早く戰場を離脱したということは、李平から既決で処分されることを恐れて、靈太后にすがりに行ったものと解される。このため、李平が帰還してくると、両者の朝廷内での口論は識者の眉をひそめさせるほどになっている。

次いで同年の五月にも軍監察を任とする行台が派遣されている。魏書42薛和伝に、

除通直散騎常侍。蕭衍遣將張濟寇晉壽。詔和兼尚書左丞為西道行台、節度都督傅曠諸軍、大破濟軍。

とあり、通直散騎常侍薛和が兼尚書左丞として行台となり、傅曠の諸軍を節度している(9)。梁の張濟の侵寇は魏書本紀によれば熙平元年五月のことであり、この時傅曠がこの侵寇を退けているので、薛和が行台として赴いているのはこの時のことを指すものとみてよい。魏書70傅曠傳にはこの事件を次のように記している。

肅宗初、曠請解州。乃以元法僧代之。益州民追隨恣泣者數百里。(中略)。法僧既至、大失民和。蕭衍遣其信武將軍・衡州刺史張濟、因民心之怨、入寇晉壽。曠陷葭萌・小劍諸戍、進開州城。朝廷以西南為憂、乃驛徵曠眼於淮南。既

北朝の行台について

至、以爲右將軍・益州刺史。尋加散騎常侍・平西將軍・仮安西將軍・西征都督、率步騎三千、以討張濟。給銅印千余、須有假職者、聽六品已下板之。

とあって、前益州刺史傅豎眼は善政により蜀民の慕う所となっていたが、たまたま硤石の戦いが起ると、彼は州任を解かれ、鎮南將軍崔亮の軍司として、崔亮の軍の督察に当たっていた。しかし、彼の後任の元法僧の失政に乘じ、梁がその衡州刺史張濟をして益州に侵襲させ、益州が危機に瀕すると、急拏呼び戻され、益州刺史・仮安西將軍・西征都督として益州方面軍の總司令官に任命され、銅印千余箇を給され、六品官以下の板授を認められている。益州に赴いた豎眼は配下の統軍や軍主を率いて転戦し、梁將王太洪等を斬り、益州を平げているが、行台薛和に関する記事は全然みられない。通典22職官4僕射付左右丞の項に、

後魏・北齊左丞爲上階。北齊左丞掌吏部等十七曹（注記省略）。糾彈見事、又主管轄台中違失並糾駁之。

とあるのを見れば、尚書左丞は糾察を主任としており、恐らくは薛和の任が豎眼の軍の監察と考課に限られ、格別劾奏すべき問題も生じなかつたため、薛和に関する記事が出なかつたものであろう。

さらにその二年後の神龜元年（五一八年）河州志却鉄忽の反乱に際し、行台源子恭を派遣している。魏書9肅宗紀神龜元年

条に、

七月、河州民却鉄忽聚衆反、自称水池王。詔行台源子恭討之。（中略）。鉄忽相率降於行台源子恭。

とあり、同41源子恭伝に、

初辟司空參軍事・司徒祭酒・尚書王客郎中、撰南王客郎。（中略）。河州志却鉄忽反、殺重長吏。詔子恭、持節爲行台、率諸將討之。子恭嚴勸州郡及諸軍、不得犯民一物、輕与賊戰、然後示以威恩。兩旬間、悉皆降款。

とあって、王客郎中源子恭が行台（恐らく兼尚書左丞）として州郡の軍及び征討の諸軍に対し、民の私物の盜取を一切許さぬ厳しい監督を行っていることが記されている。さらにこの場合は「輕与賊戰、然後示以威恩」とあるように、戦闘そのものの指揮から、戦闘後の恚民に対する鎮撫工作に至るまで行っていたことが記されている。

以上にみられるように、熙平から神龜にかけてみられる行台はほとんどが軍監察を目的として派遣されたものであった。この頃左丞を兼官する行台が多かつたのもその証である。

ハ、軍人の考課

魏書76盧同伝に、

肅宗世朝政稍衰、人多竊軍功。同閱吏部勲書、因加檢覆、覈得竊階者三百余人。同乃表曰、竊見吏部勲簿多皆改換。

乃校中兵奏按、並復乖舛。臣聊蠶揀練、已得三百余人。明知隱而未露者動有千數。愚謂、罪雖恩免、猶須刊定。請遣一都令史与令僕省事各一人、總集吏部・中兵二局勳簿、对勾奏按。若名級相応者、即於黃素楷書大字、具件階級數、令本曹尚書以朱印印之。明造而通、一関吏部、一留兵局、与奏按对掌、進則防楷洗之偽、退則無改易之理。從前以來、勳書上省、唯列姓名、不載本属、致令竊濫之徒輕爲苟且。今請、征職白民、具列本州・郡・県・三長之所。其吏官正職者亦列名貫、別録歷階。仰本軍印記其上、然後印縫、各上所司統將・都督、並皆印記、然後列上行台。行台関太尉、太尉檢練精爽、乃始関刺省重究括、然後奏申。奏出之日、黃素朱印、関付吏部。(中略)。詔從之。同又奏曰、臣頃奏以黃素爲勳、具注官名・戸属及吏部換勳之法、事目三条、已蒙旨許。臣伏思、黃素勳簿、政可粗止姦偽、然在軍虛詐猶未可尽。請自今在軍閱簿之日、行台・軍司・監軍・都督各明立文按、處處記之。斬首成一階已上、即令給券。一紙之上当中大書起行台・統軍位号、勳人甲乙之。斬三賊及被傷成階已上、亦具書於券。各尽一行、当行賢裂、其券前後皆起年号・日・月、破某処陳、某官某勳、印記爲驗。一支付勳人、一支付行台。記至京、即送門下、別函守録。(中略)又勳簿之法、征還之日即応申送。頃來行台・督將至京始造、或一年二歳方上勳書、姦偽之原実自由此。於今以後、軍還北朝の行台について

之日、便通勳簿、不聽隔月。詔復依行。

という記事がある。これによると、肅宗の頃まで軍人の手柄は中兵には記録されるが、吏部には連絡がなく、勳書が上申される際も、その軍人の本属は記入せず、その姓名だけが記載されるため、本人の経歴など一切不明のまま、勳功が論じられ、そこにつけ入る隙が生じていた。その上軍人が自らの軍功そのものを詐称するため、位階を不当に高くしている状況が描きだされている。本属を記入しなかったのは、恐らく実戦にたずさわることが従来は国人を中心とする城人層であったため、その必要性がなかったのではあるまいか。ところが北魏中期以来の城人の地位の下落と、それに伴う州郡兵又は郷兵^①の活躍が本属を記入させる必要性を生み出したものであろう。そこで、虚同はこの弊を改めるため、上申される勳簿には征職白民即ち一般民衆から徴兵された州郡兵は自分の所属する州・郡・県・三長の名を記入させ、実官正職即ち専門兵士(中央軍は羽林虎賁、地方軍は城人)はその軍籍と本人の位階や経歴を記入させ、所属軍の責任者が押印し、密封して上司である統將や都督に提出する。統將や都督もこれを検閲して押印し、行台に提出する。行台はこれらの勳書の、地方における最終的点検をして本庁の太尉に提出する。太尉は全国の勳書を点検して吏部へ付する。このようにすれば途中の姦偽は防止出来るとしている。このことは行台が軍人の考課については都督や統將、刺史鎮將の上に立つ地

北朝の行台について

方最高の責任者であることを示している。

さらに盧同は、以上の方法で勳簿記入後の姦偽は防止出来たが、軍における勳簿記入に不正があると、軍における勳簿検閲の時、行台・軍司・監軍・都督が各々姦偽がないよう署名捺印し、一階級以上昇級させることが出来るほどの手柄を立てた者については証明書を作成し、中央に行台・統軍の位号と該当する軍人の名や昇級するべき勳位、その他具体的な手柄の内容、年月日を記入し、半分に裂き、一片を本人に、一片を行台に保存し、征還の時に門下省に提出させようとしている。しかも、従来勳簿提出が征還後一年又は二年と経てから行われることが多く、その間に姦偽が為されるので、提出期限は征還後一ヶ月以内としている。以上から、行台・軍司・監軍・都督は勳簿検閲の権限を有し、さらに勳簿作成そのものが、行台や統軍の任務とすべきことが示されている。恐らくこの時まで、行台は勳簿作成そのものにはあまり関与せず、出来上った勳簿の検閲をすることが多かったのではあるまいか。そこで作成時の姦偽を防止するため、勳簿作成そのものの責任まで行台に負わせるものであろう。

行台による軍人考課の具体的な例をみると、魏書64張始均伝に、

初大乘賊起於冀瀛之間、遣都督元遙討平之。多所殺戮、積尸数万。始均以郎中為行台、益軍士重以首級為功、乃令檢

集人首数千、一時焚蕪、至於灰燼、用息僥倖。見者莫不傷心。

とあり、行台張始均が首級の数のみをもって軍功を競わんとする軍士の態度に憤り、無差別虐殺の結果である首級を集めて、叛乱軍に関係のない首級を焼却し、軍功の対象から除外している。魏書12京兆王元遙伝と、同9延昌四年六月条によると、大乘賊法慶が冀州で挙兵した時、元遙は使持節都督北征諸軍事として歩騎十万を率いてこれを征討し、九月に法慶及び渠帥百余人を斬り、京師に伝首している。従って始均が行台に任命されたのは延昌四年六月から九月に至る間のことであり、使持節・都督・北征諸軍事元遙麾下の十万の將兵の論功賞罰は彼が掌っていたことになる。そして彼が首級を一つ一つ検査したことは、行台が単に監督下にある諸将からの上申をうけて勳簿に軍人の軍功を記録するだけでなく、首級の一つ一つの適否を、換言すれば、諸将の上申の可否を判断していたことを示している。前述の盧同の上奏は肅宗初めのものであり(1)、この張始均の記事は世宗末であるから、盧同の上奏は現実に行台が有していた機能を確認したものと見える。即ち北魏末の行台は初めから、一兵士に到るまでの考課の権限を与えられていたとして大過あるまじ。

二、徵兵

魏書 43 房景先伝に、

神龜元年、蕭衍蕭驪將軍田申能拋東義陽城內屬。勅景先為行台、發二荆兵、以援之。

とあって、行台房景先が梁將の内屬に対し、東荆州及び荆州から州兵を徵発し、援助に赴いている記事がある。さらに同 78 張晋惠伝に、

先是、仇池・武興群氏數反、西垂郡戍相運久絶。詔晋惠、以本官為持節西道行台、給秦・岐・涇・華・雍・關・東秦七州兵武三萬人。任其召發、送南秦・東益二州兵租、分付諸戍。其所部將統、聽於關西牧守之中隨機召遣。軍資板印之屬、悉以自隨。晋惠至南秦、停岐・涇・華・雍・關・東秦六州兵武、召秦州兵武四千人、分配四統、令送租兵連營接柵、相繼而進、運租車驢、隨機輸轉。

とあって、正光末年(12)張晋惠が南秦・東益二州に軍糧を送るため、西道行台に任命され、管下に入った八州の兵を自由に徵発し、さらに部將としてこれら八州の牧守を随時に任命派遣する権限を与えられている。即ち行台の機能の一つに州の範圍を超えて兵を發する権限があった。この二例はいずれも守宰配下の兵であるが、行台には一般民衆を随時徵發する権限も与えられていた。魏書 82 常景伝に孝昌元年八月のこととして、

杜洛周反於燕州、仍以景兼尚書為行台、与幽州都督・平北將軍元譚以禦之。景表、求勒幽州諸眞悉入古城、山路有通北朝の行台について

賊之処、權發兵夫、隨官置戍、以為防遏。又以頃來差兵、不尺強壯。今之三長、皆是豪賈多丁為之、今求權發為兵。肅宗皆從之。

とあって、常景は従来は徵兵免除されていたと思われる三長の家の中から徵兵することを認められており、州郡の現有兵力の中から徵發するだけでなく、民衆よりの臨時の徵兵を行うこともあった。

ホ、催軍

行台は軍陳において稽留して動かぬ軍を督促する権限を有していた。魏書 77 辛雄伝

時諸方賊盛、而南寇侵境、山蠻作逆。肅宗欲親討、以荆州為先。詔雄為行台左丞、与前軍臨淮王彧東趣葉城、別將裴衍西通鶴路。衍稽留未進。彧師已次汝涇。北溝求救、彧以処分道別、不欲応之。雄曰、今裴衍未至、王士衆已集。蛮左唐突、撓乱近畿。梁汝之間、民不安業。若不時撲滅、更為深害。王秉鷹閫外、唯利是從、見可而進、何必守道。苟安社稷、理可專裁。所謂臣率義而行、不待命者也。彧恐後有得失之責、要雄符下。雄以駕將親伐、蛮夷心懷震動、乘彼離心、無往不破、遂符彧軍、令速赴擊。賊聞之、果自走散。とあり、前軍將軍臨淮王彧が別將裴衍と東西に分れて山蛮の叛乱鎮圧に赴き、先きに着いた彧に北溝の守備軍が援を求めたけ

北朝の行台について

れど、或は東道の責任範囲ではないので、これに応じなかった。そこで行台左承英雄が「国家危急の時なら、たとえ朝命の範囲を超えても率先して事に当るべき」と進言したが、或は責任を問われるのを恐れて動かず、行台英雄の符を要求し、行台英雄が符を下したことよって漸やく兵を動かしている。時に六鎮の反乱相継ぎ、南辺では諸蛮が南叛するという状況の中で、南辺の重鎮荆州方面の魯陽蛮が梁の進攻と呼応する。この対策のため、都督崔暹に数方の兵を率いて征討させたが、魯陽で阻止されてしまった。この窮状打開のため、孝昌元年（五二五年）前將軍・別將裴衍と恒農太守王顓に歩騎一万を率いて、西の武関より出陣させ、本隊として征南大將軍・前軍將軍・臨淮王彧を東の葉城より荆州に赴かせ、この本隊の方に英雄は行台として随行している⁽¹³⁾。恐らく英雄は救援軍全体の節度権をもち、その節度には軍の監察のみならず、催軍の権限も含まれていたことがしられる。なお、既述の李平の場合も崔亮の首に白刃をあてて出陣を強要しているが、これも一種の催軍とみてよからう。しかし、行台が軍の行動の小さい所まで関与していたのではなく、大局的判断に立って作戦のあり方を監視しているようである。同69裴良伝に、

時汾州吐京群胡薛羽等作逆。以良兼尚書左丞為西北道行台。

值別將李德龜為羽所破。良入汾州、与刺史汝陰王景和及德龜率兵数千、憑城自守。賊併力攻逼。詔遣行台裴延儒・大

都督章武王融、都督宗正珍孫等赴援。(中略)。融等与戰

敗績、賊乘勝圍城。良率將士出戰、大破之。(中略)。旬

日之間、逆徒還振。德龜等議欲拔城。良不許。德龜等乃止。

とあつて、西北道行台裴良が自ら將士を率いて戦い、さらに別將李德龜が城を棄てて脱出しようとした時、これを禁止している。刺史の元景和はこの直後に死んでいるので、恐らくこの時は瀕死の病床にあり、州の実権は別將、そして恐らくは長史の李德龜の手にあつたものと思われる。そこで李德龜を中心として作戦會議が開かれ、諸將が孤立した州城からの脱出を決定した時、行台裴良はこの作戦會議の決定を否決している。これから考えると、行台は軍陣にあつて常に作戦會議に参画していたのではなく、その作戦が軍の命運にかかわる重要な岐路となるとき、大局的判断を下しており、作戦のあり方を監視していたものとみることができ、さらに房景先の例でみられるように、場合によってはその軍に予め与えられていた任務以上のものを隨機に遂行させることもあつた。そして行台が諸將の決定を覆えているということは、行台の権限が絶大であつたことを物語るものであろう。

へ、賑恤・慰撫

熙平元年の行台僕射源懷に授けられた権限が守宰の監察、賑恤・慰撫を主体とするものであることはすでに述べた。その他、

神龜から正光にかけて、賑恤・慰撫のみを目的とする行台の派遣が行われている。魏書18臨淮王李伝に、

遷左丞。蠕蠕王阿那瓌既得返国、其人大飢。相率入塞。阿那瓌上表請台賑給。詔李為北道行台、詣彼賑恤。(中略)。

李持白虎幡、勞阿那瓌於柔玄・懷荒二鎮間。阿那瓌衆亭三十万、陰有異圖。遂拘留李、載以輜車、日給酪一升・肉一段。每集其衆、坐李東廂、稱為行台、甚加礼敬。

とあって、蠕蠕王阿那瓌がその民が飢えたので、北魏に賑給を請い、これに対し北魏は尚書左丞元孚を北道行台となし、彼に賑恤を行わせたところ、阿那瓌は元孚を捕えて北走したが、捕えた元孚に対しては「行台」として大變尊崇を加えたとする。魏書本紀9によれば時に正光四年二月のことであった。

さらにその六ヶ月後の正光四年八月条に、

「臣詔曰、狂蠹肆暴、陵竊北垂。雖軍威時接、賊徒播遁、然獯虐所過多離其禍、言念斯弊、有軫深懷。可勅北道行台、遣使巡檢遭寇之処、饑餒不粒者、厚加賑恤、務令存濟。

とあって、北道行台に勅して、その管内に使臣を派遣させ、賑恤を行わせている。ところで先述の阿那瓌の事件を伝えた本紀に「阿那瓌執元孚、驅掠畜牧、北遁」とあり、阿那瓌が畜牧を駆掠したことがでている。恐らく「狂蠹肆暴、陵竊北垂」とは具体的にはこの阿那瓌による掠奪を指したものであろう(1)。それだけでなくとも守宰の収奪に苦しんでいた北辺住民の生活が阿那

北朝の行台について

瓌の掠奪により一層窮迫したので、行台に強大な権限を持たせてこれを救済しようとしたものであろうが、時すでに遅く、その翌年には沃野鎮人破六韓拔陵の乱をきっかけとして、いわゆる六鎮の乱が始まることになる。

その他正光元年(五二〇年)には河州行台として慈民却鉄忽の反乱を鎮圧して帰還したばかりの源子恭を北道行台として、北辺諸州鎮の巡行を行わせている。恐らく正光元年八月相州刺史中山王熙の叛乱によって動揺した北族系軍人を慰撫させたものと思われる。以上から行台は一般庶民や城人に対する賑恤において、大使や刺史の上位に位置する権限を授けられていたということができよう。

2、孝昌より北 分裂に至るまでの行台の機能と

その拡大

以上述べてきたように、熙平初年(五一六年)より、漸やく六鎮を中心とする北辺諸州鎮が騒然としてくる孝昌初年(五二五年)にかけての行台は、叛乱や外寇などの非常時に際しての軍の監察、節度や考課を主体とし、その他平常時における賑恤・慰撫や守宰の黜陟を行うため、その状況に対応する権限を一つ又は二つ授けられて派遣されていた。従って派遣される人物も必ずしも高官ではなく、台閣内の監察の任を有する尚書丞、それほとんど左丞を仮授する例が多くみられる。次の表によ

行台長官の尚書官及び兼任職官

年	項目	行台設置数	尚書令	僕射	尚書	丞(左丞)	刺史	刺史・都督数州諸軍事	都督数州諸軍事	備考
景明	4(503)	5		2		3				
	神龜 2(519)					(2)				
正光	1(520)	8		1	1	6				
	正光 4(523)					(5)				
正光	5(524)	55	5	5	19	5	14	3	2	六鎮の乱
	孝昌 3(527)					(3)				
永安	1(528)	86	16	29	11		23	17	1	爾朱氏実権
	永熙 3(534)									
東	(534)	32	17	7	6		8	3	1	
	魏 (548)									
北	(549)	35	3	11	4	4	21	5		
	齊 (578)					(3)				
西	(535)	26	1	2		1	1	6	2	
	魏 (556)									
北	(557)	2								うち1は兼行
	周 (581)							1		

北朝の行台について

ると、景明四年(五〇三年)から神龜元年(五一九年)まで確認出来る行台は五つ、そのうち景明四年の源懷と熙平元年の李平を除くと、あと三例はいづれも丞であり、正光年間も太平は丞である。また常置の行台は正光四年までは、元洪超が蠕蠕主婆羅門安置のため西北道行台として正光二年より正光末年まで、

数年間行台の任についている例を除くと、一例も確認出来ない。さらに刺史を兼任する行台はまだ出現しない。しかしながら、正光四年の沃野鎮城人破六韓拔陵の乱をきっかけとする六鎮の乱は忽ちのうちに全国へ波及し、この混乱の中で行台の常置化がはじまり、正光五年(五二四年)から孝昌

註、1.行台数と尚書官或は兼任職官の合計数が異なるのは記事がないためである。

2.左丞は確認出来るもののみである。

三年（五二七年）までの行台設置数は飛躍的に増大し、行台はほとんどの州と軍隊に置かれるに至る。さらに表に示しているように、治所の刺史を兼任するようになると行台には尚書以上の官を持つ高官が配置され、彼らの権限は単一でなく、各種の権限を兼ねるようになる。

既述のように正光末年に西南辺へ派遣された張普恵は兵租を送るための軍兵を西南辺の十州から自由に召発し、これらの州の守宰の中から自分の部将を任意に召遣し、恐らくは彼らに官位を権授する権利を授けられていた。

また魏書¹⁰⁴自序伝に、

乃除子建為東益州刺史。（中略）。正光五年、南北二秦州

城人莫折念生・韓祖香・張長命相繼構逆。（中略）。詔子

建兼尚書為行台、刺史如故。於是、威震蜀土。其梁・巴・

二益・西秦之事、皆所節度。梁州刺史傅豎眼子敬和中心以

為愧、在洛大行貨賄、以圖行台。先是、子建亦屢求歸京師。

至此、乃遣刺史唐永代焉、豎眼因為行台。

とあって、東益州刺史魏子建が秦州の莫折念生等の反乱に際し、よく州内を保ったことにより、山南道行台となり¹⁰⁵、梁・巴・益・東益・秦・南秦六州の全ての事に関する節度権、即ち全権を委任されている。傅豎眼伝には彼が梁州刺史から山南行台になったという記事はないが、その子の敬和が、父豎眼が魏子建の下に隸属することを愧じて、賄賂を使ってまでも行台の地位

北朝の行台について

を狙ったとあることは、行台の権限の大きさを思わせるものであり、さらに敬和が父と違って「聚斂無已」といわれる人物であったことは、行台がその地位なり、権限なりを利用して収賄出来るものであったことを想像させる。

この傾向は孝昌末（五二七年）から永安年間（五二八年〜五三〇年）にかけて爾朱氏が実権を握るようになり、大行台が現われはじめると、ますます著しくなってくる。魏書⁷⁵ 朱仲遠伝に、

軼使持節・本將軍・徐州刺史・兼尚書左僕射・三徐州大行台。尋進督三徐州諸軍事、余如故。仲遠上言曰、將統參佐

人數不足。事須在道更僕以充其員、竊見此來行台採募者皆

得權立中止、在軍定第、斟酌授官。今求兼置、權濟軍要。詔

從之。於是隨情補授、肆意聚斂。（中略）。仲遠天性貧暴。

（中略）。自梁陽以東輸稅悉入其軍、不送京師。時天光控

關右、仲遠在大梁、兆規并州、世隆居京邑。各自專恣、權

強莫比焉、所在並以貧虐為事。於是四方解体。

とあって、朱仲遠が「最近は行台配下の部将や官吏の員數不足分は、現地で中正を権立して採用しているので、行台に中正官を兼置し（恐らくは行台に兼任させるの意であろう）文武の官吏の採用は一切行台に委任させよ」と上言し、納れられている。その後彼は恣いまゝに官を授けて賄賂を集め、さらに管下の州からの税は一切自分に入れて京師へは送らず、あたかも独

北朝の行台について

立国のような姿を見せている。彼以外の爾朱氏一族も、爾朱兆は并州大行台として山西方面を、爾朱天光は関西大行台として

西方面を自己の勢力範囲として恣いまくりに支配し、天下を分有する形勢を見せている。一方各地に叛乱を起した五胡出身の城人や牧人たちも、自ら行台を称し、或は王号を称する者はその部下を行台に任じ、行台の語はその地方における軍民両政の専制権を有する一種の軍閥を指すものにも使用されてくるようになる。前の表に示すようにこれに伴い、行台長官は僕射や尚書令が圧倒的に多くなり、丞は一例も見出せぬようになる。さらにほとんどが刺史または刺史または刺史・都督数州諸軍事を兼任するようになる。即ち行台が地方における最高の軍政機関化したことを意味するものといえよう。

3、東西 以降の行台の機能

第一、二章で述べたように、東西魏及び北斉にはそれぞれ高歡と宇文泰の大行台及び并省が設置されているが、いづれも事實上の政府であるので、この節では除外し、一般行台についてのみ考えることにする。

イ、西魏・北周

北魏が滅亡し、東西両魏の段階に至ると、第一章で述べたように、西魏・北周においては次第に行台が減少し、廢帝元年（

五五二年）の宇文泰の大行台廢止を最後に姿を消し、北周末期に平陳のため二行台（うち一は隋成立によって設置されず）が任命されているのを除いて、北周には全く姿をみせない。そのため西魏行台の機能についてはあまり判然としないが、周書26長孫儉伝に、

時荆襄初附、太祖表儉功績尤美、宣委東南之任、授荊州刺史・東南道行台僕射。

とあって、長孫儉が東南道行台僕射として東南の任を委ねられている例がある。儉は七年荊州にあって一旦中央へ戻り、宇文泰の大行台尚書となり、また出でて行台僕射荊州刺史となり、彼の進言に従って江陵が西魏の版図に入った時、その功によって彼は東南辺五十二州を総管している。北周では行台に代って総管が置かれ、管下の州の軍事権を握っているので、五十二州を総管したというのはその軍事を握ったとも考えられるが、宇文泰が「本図江陵、由公画計。今果如所言。智者見未萌、何其妙也。但兵民離散、事藉招懷、南服重鎮、非公莫可」と云っているところからみると、新附の江陵を中心とする東南辺五十二州の民政をも委ねられていたとみる方が妥当であろう。即ち西魏段階における行台は前代に引き続き、軍民両政を統べる地方最高の軍政機関であったと考えられる。ただ北魏極末に比し、民政面への関与が幾分少なくなつたものであろう。そして次第に総管へと代えられてゆく。

ロ、東魏→北齊

東魏においては行台の独立化の傾向は一層強まっている。北齊書2神武下武定四年十一月条に、

侯景素輕世子、嘗謂司馬子如曰、王在、吾不敢有異。王無、吾不能与鮮卑小兒共事。子如掩其口。(中略)。神武曰、景專制河南十四年矣。常有飛揚跋扈志、顧我能養。豈為汝駕御也。

とあって、河南大行台侯景(19)が「專制河南十四年」といわれるように、河南の十数州(宋書56侯景伝では十五州を数え得る)の專制的支配権を握り、それを背景に高歡の子高澄(文襄帝)を鮮卑小兒とのしるほどの傲慢さを見せており、特に大行台がほとんど藩鎮化したことを示している。しかし一方では、臨時に派遣される行台も僅少ではあるが存在していた。北齊書18司馬子如伝に、

興和中以爲北道行台、巡檢諸州。守令已下委其黜陟。子如至定州、斬深沢県令、至冀州斬東光県令。皆稽留時漏、致之極刑。若言有進退、少不合意、便令武士頓曳、白刃臨項。士庶惶懼、不知所爲。

とあって、司馬子如が諸州郡の監察を行い、守令以下には即決権を授けられ、郡守以下に非常な恐怖を与えたことが出ている。このことは行台本来の機能である州鎮の守宰の監察が忘れ去られたものではなく、本来は中央政府の一機関として、中央の統

北朝の行台について

制に従うべきものであるとの認識は依然として存在していたものであろう。

そこで、高氏が東魏の位を篡奪して北齊を建て、一応の安定をみせると、常置の行台に対する中央の統制が強化されてくる。北齊書38辛術伝に、

武帝八年侯景叛。除東南道行台尚書。(中略)。齊天保元年(中略)。東徐州刺史郭志殺郡守。文宣聞之、勅術、自今所統十余州地諸有犯法者、刺史先啓聽報、以下先断後表聞。齊代行台兼総人事、自術始也。安州刺史・臨清太守・盱眙蘄城二鎮將犯法。術皆案奏殺之。

とあって、東南道行台辛術が所統の州郡守宰に対し、刺史は先に表し、守令以下は即決する権限を与えられ、実際に刺史・郡太守・鎮將を処刑していることがでてくる。先述の侯景が「專制河南」といわれ、中央政府の統制が全く効かなかったのに比すれば、守令以下は即決といえども、刺史は先啓後決であり、臨時派遣の行台とほぼ同じ権限となっており、やゝ中央の統制が強化されてきたことを示すものとみてよからう。

しかしながら、北齊書42盧潛伝に、

除潛揚州刺史、領行台尚書。潛在淮南十三年、任総軍民、大樹風績、甚爲陳人所憚。

とあるように、常置の行台はいぜんとして軍民両政を統べる地方最高の軍政機関であったことには変わりなく、十数年間同一任

北朝の行台について

地であつて、よく民治に勤め、人望を得た者が多かつた。そのため行台が中央に対し叛意を有した場合、侯景の例でもみられるように、これに対する対策はほとんどなかつた。そこで北斉朝は東魏時代の有力な行台長官の大部分が戦死又は病没した機会をとらえ、残つた連中は中央に呼び戻して高位高官を与えて懐柔し、その後には尚書又は丞クラスの行台官を任命し、巨大な藩鎮化する恐れのある大行台は設置しないようにしている。例えば東魏時代四貴と呼ばれた最有力者のうち孫騰は北道大行台より冀・相・殷・定・滄・瀛・幽・安八州行台僕射となつたが、天平初に入内して、司空・尚書令を歴任して一生を終えている。また高隆之は北道大行台僕射から、斉受禪後に入内して録尚書事大正卿を領し、国史編纂を監している。既述の司馬子如は臨時派遣の北道行台僕射より斉受禪後に入内して司空を拜し、西道大行台侯莫陳相は斉受禪後入内して太師・司空を歴任している⁽¹⁸⁾。さらに次表によれば、斉受禪直後の天保中に行台に任命されたものは、皇族の馮翊王潤・清河王岳・上洛王思好と、高歡の皇后の姉の子段韶を除くと、文襄帝擁立の功臣であつた趙彥深と辛術が尚書、他は全て丞を以て行台長官としてゐる。そしてこれらの一族以外の行台長官に共通なのは愚直ともいえるほど清廉潔白で権勢を求めず、最後まで王朝に忠誠を尽した人物ばかりである⁽¹⁹⁾。

しかし、北斉の名君といわれた孝昭帝が在位僅か二年で死去

し、やゝ北斉が衰頽を示す武帝の天統年間(五六五年〜五六九年)に至ると、一族や皇族を中心とする行台が置かれてはじめてし、僕射・尚書令を以て長官とする行台が置かれている。恐らく北周及び北周と結ぶ突厥の攻撃に対し、行台を以て藩屏とするためには、彼らの権限を増大せざるを得なくなつてきたのであろう。そのため孝昭帝の頃までは中央帰属度が強くなつていた行台長官の独立化傾向が再開され、遂に武平五年(五七五年)には朔州行台尚書令南安王思好の反乱が起るに至り⁽²⁰⁾、北周の攻撃と相俟つて、承光元年(五七七年)二月に北斉は滅亡する。

北齊の一般行台（長）官出自表

氏名	尚書官	高氏との関係	備考	出典
清河王岳	尚書令	神武帝從父弟	大行台	北齊書 13
馮翊王潤	僕射	神武帝第十四子	大行台か	"
趙元深	尚書	文襄帝擁立の功臣	"	"
辛術	尚書	文襄帝擁立の功臣	"	"
段韶	僕射	神武帝の皇后の姉の子	"	"
南安王思好	尚書令	神武帝從子	"	"
慕容儼	不	愚直なほどの忠臣	臨時、梁の降將の監視	"
陽斐	左丞	忠臣	"	"
王峻	左丞		"	"
独孤永業	右丞	性鯁直、不交權勢	↓左丞↓尚書↓僕射	"
盧潛	左丞	文宣帝の親信する所	↓尚書	"
王琳	不	梁陳交替の時降附の梁の猛將	陳に備えて	"
乞伏貴和	尚書	以張内從高祖出陣	"	"
斛律羨	僕射	外戚	↓尚書令後に誅殺さる。	"
段懿	僕射	段韶の子、尚穎川長公主	"	"
元景安	僕射	善於事人、以彰清節	↓尚書令	"
麴珍	尚書令	以帳内從高祖出陣	"	"
皮景和	僕射	以親信事高祖	"	"
尉相貴	僕射	以帳内從高祖出陣	"	"
武興王晋	尚書令	神武帝（高祖）の族弟の子	"	"
潘子晃	僕射	司徒潘粲の子、駙馬都尉	"	"
段深	僕射	段韶の子、尚東安公主	"	"
傅伏	僕射		北齊滅亡直前	"
高勛	僕射	清河王岳の子	"	"
高孝珩	不	文襄帝第二子	"	"

注、大体年代順に配置しているが、同一人物が任地や尚書官位が変動することがあるので、その場合は初出の所に記入した。

結 語

北朝の行台は北魏初を除き、本来は州鎮守宰や軍の統將の監察を主体とし、その他有事に際して、その事件を処理するのに必要な二・三の権限を授けられた台官が派遣される臨時的なものであったが、北魏末の混乱期に臨機に処置すべく、各種の権限を兼ねるに至り、機構もそれに応じて次第に拡大整備され、次第に権力を掌握してくる。一方六鎮の叛乱をはじめとする騒乱の激化は行台の普辺化と常設化を拍き、軍事関係からんで配置されることが多かったことから、数州に及ぶ軍民両政を掌握するに至り、次第に藩鎮化したものである。しかし、この地方分権的傾向の強い行台は、比較的中央集権の進んだ西魏においては次第に廃止され、軍事権のみを与えられた総管へと切り替えられてゆく。一方、中央集権の弱かった東魏では数州乃至十数州を支配下に置く行台が全国的に配置され、一時その権限の縮小は図つたものの、結局北齊滅亡に至るまで廃止することができなかつた。

このように、行台とは本来監察を主目的とする台閣の一時的出張機関であつたのが、反乱の継続という異常事態の中で、軍事行動面に深く関与するようになり、そのため通典又は青山氏が述べられているような軍政機関化したものである。

北朝の行台について

1. 註 古賀昭岑「北朝の行台について、その二」(九州大学東洋史論集3)参照。以下で「第一章」とは、この論文を指すこととする。

2. 青山公亮「歴代行台考」(台北帝大史学科研究年報二)参照。

3. 北齊書38辛術伝及び北史50辛術伝ではいずれも「兼総人事」としており、通典の「民事」と異なる。或は唐の太宗李世民の名を避けて、北史・北齊書ともに「人事」としたとも考えられるが、北齊書では「民」の字は使用されており、「人事」の語はその字義の「人の身分」に関するものと理解すべきであろう。従つてこれは通典の編者杜佑の間違いとみるべきであろう。また後述するように、人事権にせよ、民政権にせよ、北魏末以来引き続いて行台は有しているの、何故ここで「辛術より始まる」とあるのか理解出来ない。

4. 通鑑145梁紀1武帝天監二年条に「尼須揮淚無以對。竟按劾抵罪」とある。

5. 魏書31干忠伝、同66李崇伝、同55游肇伝、同24鄧羨伝参照。
6. 魏書68高聰伝参照。

7. 魏書5太安元年六月条に「癸酉、詔曰、夫為治者、因宜以設官、舉賢以任職、故上下和平、民無怨謗。若官非其人、姦邪在位、則政教陵遲、至於凋薄。思明黜陟、以隆治道。今遣尚書穆伏真等三千人、巡行州郡、觀察風俗。(中略)。

北朝の行台について

遣尚書穆伏真等三十人、巡行州郡、觀察風俗。(中略)。

諸如此比、黜而戮之。善於政者、褒而賞之」とあつて汚職の守宰をいかにも即決させたかのような感じがするが、同42堯暉伝には「高宗以其恭謹、擢爲中散。奉使齊州、檢平原鎮將及長史貪暴事、推情診理、皆得其美」とあつて、彼が高宗中に平原鎮將及び長史の貪暴を検して、その実情をよく調査し事実關係を糾明しているが、即決している様子はみられない。なお高宗中とあるだけで、彼が太安元年の黜陟使か否か不明であるが、高宗中には他に黜陟のための大使派遣の記事がないので、この時とみて大過あるまい。

8. 古賀昭岑「北魏城人出自考」(東洋史学25)及び谷川道雄「北魏末の内乱と城人」(史林44の3・4)参照。

9. 第二章(「北朝の行台について、その2」九州大学東洋史論集5参照。以下第二章とはこの論文を指す)でのべているように、行台の官位は本来台官の一位乃至二位上位を兼官させるものであるが、薛和の場合逆に行台官が一位低くなっている。恐らく硤石攻防戦の最中に傳賢眼を引き抜くという緊急事態となつたための、特例だつたと思われる。

10. 菊池英夫「北朝軍政における所謂郷兵について」(重松論叢)参照。

11. 盧同はこの上奏の後、中山王熙の叛乱(神龜二年八月)の叛乱のあと始末のため黃門侍郎慰勞大使として相州に使し、

熙を死刑に処していることから、この上奏は少なくとも神龜二年八月以前である。

12. 張普惠は正光二年四月の梁の義州刺史文僧明の降附に際して、持節東道行台として揚州の援助に赴き、その後涼州刺史石士基・西北道行台元洪超が汚職で免官された時、それに代つて右將軍・涼州刺史・西北道行台となり、それを病氣を理由に辞退した直後に、前述の行台となつている。そしてこの任の後に東豫州刺史となり、孝昌元年三月任地で病没している。これから考えると、張普惠の西道行台は正光二年から孝昌元年の間とみられ、恐らく正光五年秦州城人莫折太提の反乱に際してのことであろう。

13. 魏書9孝昌元年十二月条及び71裴衍伝参照。

14. この阿那瓌が馭掠した畜牧は元字が持参した賑恤品の可能性もある。しかし¹⁰³蠕蠕伝によると、柔然内紛によつて婆羅門と阿那瓌の二酋長が降附してきた正光二年十月に、録尚書事高雍王雍が阿那瓌に朔州麻子乾飯二千石を給することを請つて許されている。また正光三年には阿那瓌は粟を請い、一万石の粟を給されている。従つて元字が持参した賑恤品は穀物であつた可能性が強く、阿那瓌が掠奪したのは遊牧に従事する北辺住民の畜群であつたとみてよからう。

15. 魏書9正光五年十二月条参照。

16. 魏書9孝昌三年三月条「辛未、齊州川民劉鈞執清河太守

20. 北齊書14上洛王思好伝参照。

邵懷、聚衆反、自署大行台。同75爾朱天光伝「建義元年夏、万俟醜奴潛大号。(中略)。天光令賀拔岳率千騎先驅、至岐州界長城西、与醜奴行台尉遲普薩相遇、遂破擒之」とあるものを参照。

17. 宋書56侯景伝には南道行台とするが、魏書12武定四年六月条、北史5同年条いづれも河南道大行台とする。さらに第二章でものべたように、東魏では僕射を長官とする時は大行台であり、侯景は興和四年には兼尚書僕射、武定元年には司空となつているので、魏書をとる。

18. 北齊書18孫騰伝・高隆之伝・司馬子如伝同19侯莫陳相伝参照。

19. 例えば慕容儼は梁との攻防で死人の肉を食べながらよく郢城を死守し、文宣帝をして「觀郷容貌、朕不復相識、自古忠烈、豈能過此」(北齊書20)と嘆じさせ、独孤永業は「性顛直、不交權勢」(北齊書41)といわれ、元景安は清節をもって知られ(同41)、陽斐は梁へ使節として行った時、魏末に梁に降った親友羊侃に再三招待されたが、一顧にたせず(同42)、趙彥深は「歴史累朝、常参機近、溫柔謹慎、喜怒不形於色」(同38)と称され、辛術は「清儉寡嗜慾、勤於所職、未嘗暫懈」とあり、東魏時代の例えば「在郷、与高岳・高隆之・司馬子如号為四貴、非法專恣、驕為甚焉」(同18孫騰)とは全く違った姿をみせている。

北朝の行台について

附表

魏書（本紀を中心）にみられる大使

西暦	年号	年	人名	加官	場所	目的	備考	出典
411	永興	3	北新侯安同 肥如侯賀護	持節	并・定二州	黜陟・賑恤・觀察風俗	各以事聞	3 30 安同・83 賀護
418	泰常	2	使者		天下	察守宰治行・觀察風俗	以聞	3 太安紀
422		7	使者		州郡	觀察風俗		3 "
440	太平真君	1	侍臣		州郡	賑恤・觀察風俗		4 下世祖紀
450		11	使者		境外の民	安撫	不服者誅之	4 "
455	太安	1	尚書穆伏真等三十人		州郡	黜陟・觀察風俗		5 高祖紀・42 穆護
457		3	使者		州鎮蝗害の所	開倉賑恤		5 高祖紀
459		5	使者		六鎮・高麗・書帝 二雍・秦州	開倉賑恤	前月に十一州鎮に 開倉賑恤	5 "
472	延興	2	使者		州郡	巡省風俗		7 下高祖紀
473		3	使者十人		河南七州	檢括戸口	牧守多不奉法	7 "
474		3	使者		河南七州	黜陟・觀察風俗・問民疾苦		7 "
474		4	侍臣		河南七州	觀察風俗・慰撫幼附		7 "
478	太和	2	使者		天下遭水之処	賑恤・復租	考察守宰	7 下高祖紀
482		6	大使					7 "
484		8	隴西公琛・尚書陸叡	持節東西道公使		黜陟（兼善罰惡）	陸叡はその後降中と なる	7 下高祖紀・40 陸叡
488		12	使者		州鎮十五水旱の所	問民疾苦・開倉賑恤		7 下高祖紀
490		14	侍臣		州郡	問民疾苦		7 "
495		23	使者		州郡	括戸		7 "
			侍臣		郡国	黜陟・問民疾苦	孝安帝令（遷後後）	7 "
			使者		州鎮十八大水	開倉賑恤		7 "

534	永照	3	侍中封隆之等五人		天下	巡諭天下	高歡の配下	12	孝靜帝
532	中興	1	吏部尚書封隆之	使持節	北道	隨刀処分	高歡の配下	21	封隆之
530	〃	3	高乾邑	侍中	河北	招集驍勇	高歡の配下	10	敬宗紀・11前廢帝
528	建義	1	尚書右僕射元羅 光祿勳元欣		東道		先行移蘭爾柔榮の配下	10	敬宗紀・16京兆王
(523)	〃	4	使者		北道	賑恤	行台に勅して出させる	9	〃
520	正光	1	尚書長孫稚		北蕃	饑饉風俗	大使が行台が不明	9	肅紀
519	神龜	2	慰勞大使盧同		相州	中山王熙叛亂の始末		76	盧回伝
〃	〃	〃	使者		光州	賑恤		9	肅紀
〃	〃	〃	尚書長孫稚 黃門鄧羨・元纂		幽・冀・滄・瀛	開倉賑恤		9	肅紀・24鄧羨
517	熙平	2	大使		巡行四方	閔突苦・伽孤寡・黜陟		9	肅紀
515	〃	4			緣辺州鎮	兵士の慰勞		8	〃
513	〃	2	使者		青州	開倉賑恤		8	〃
512	延昌	1	使者			開倉賑恤		8	〃
511	〃	4	使者		青・徐・齊・兗	賑恤		8	〃
508	永平	1	使者		所在	開倉賑恤		8	〃
506	〃	3	使者		北辺	巡慰舊庶		8	世宗紀
			散騎常侍游肇 諫議大夫鄧羨		東西道・畿内			55	游肇・24鄧羨
505	正始	2	尚書李崇・大府卿士忠	兼侍中		黜陟幽明	守河下は先法後簡	8	66李崇・31士忠
(503)	〃	4	行台源懷	侍中・使持節	北鎮	黜陟賑恤饑饉風俗賑輸		8	世宗紀・42源懷
501	〃	2	大使			黜陟幽明		8	〃
〃	〃	〃	使者		十七州	開倉賑恤		8	世宗紀
500	景明	1	楊播	兼侍中	北鎮・恒州	巡撫賑恤	恐らくは次の使者が 出された時	58	楊播・8世宗紀
			北部給事中楊播		北辺			58	楊播

註、孝昌末から建義年間以降かなり大使派遣が再開されるが省略し、代表的なものに留めた。
() は行台である。